

障害者施設整備費補助協議事前審査事項

【創設・増築・改築】

区分	審査項目	チェックポイント	確認状況	提出書類	添付状況
目的及び運営方針	1. 事業実施目的（動機）の確認	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備にあたっては、事業計画の段階から、施設の整備計画の作成はもとより、市町等関係機関のとの調整や地元説明等について、法人自らが責任を持って行わなければならない。 理事長（理事長予定者）本人から聴取する。 設計業者やコンサルタント業者のみによる協議は受け付けない。 		事業計画書（施設運営方針・処遇方針を明記したもの）	
	2. 施設運営方針の確認		理事会の議決（既存法人）		
	3. 職員の採用計画に対する考え方		職員勤務割表、採用計画表		
	4. 収支見込の適否		事業開始後3年間の施設会計予算収支見込書		
事業の必要性・整備計画上の適否	1. 県障害福祉計画との整合性	・障害福祉計画の整備目標数との整合性はとれているか。		県民局意見書	
	2. 地域のニーズに沿っているか	・圏域内の待機者の状況と合致した計画であるか。		待機者状況一覧表	
	3. 市町施設整備計画との整合性	・整備予定地の市町担当部局との協議はできているか。		市町意見書	
	4. 整備計画に対する地域住民の理解・協力が得られているか	・地域住民全員を対象とした説明会を開催しているか。		説明会の議事録（日時、内容、反対者の有無）	
				建設・水利権などに関する調整経緯	
整備基準の適合性	1. 法令等に定める施設整備基準に合致しているか	・障害者自立支援法、児童福祉法による設備基準に適合しているか。		平面・立面図・設備配置図 室別面積表	
		・消防署、健康福祉事務所（保健所）等への事前協議がなされているか。		指導内容・対応状況報告書（日時、内容、設計図等計画への反映状況（避難経路、厨房など））	
用地の適否	1. 用地の法的規制の有無	・土地利用制限（農業振興地域、農地、市街化調整区域など）がある場合、事業着手前に解除できるものであるか。		担当部局（土木事務所、農林振興事務所等）との調整状況報告書（様式任意）	
	2. 所有権・抵当権等権利設定の確認	・所有権以外の負の権利（抵当権、仮登記など）が設定されていないか。（設定されている場合は×）		登記簿謄本	
	3. 立地条件の確認	・面積などの現状と登記簿とは一致しているか。		実測図及び求積図	
				現況写真	
	4. 地上権・担保権設定の可否	・自己所有地又は、地方公共団体からの貸与でない場合、地上権設定が可能であるか。		地上権設定承諾書	
		・地方公共団体以外の者からの借地の場合、当該土地に担保権設定が可能であるか。		担保権設定承諾書	
	5. 主要道路から施設用地への進入路の確保	・自己所有地以外の土地を進入路として使用する場合は、所有者の承諾が得られているか。		進入路使用承諾書	
	6. 賃借料設定根拠の可否	・有償貸与の場合、近在地価と比較して著しく過重な賃借料設定となっていないか。		賃借料設定資料（積算根拠）	
		・年間予算の範囲内で、確実に負担できる額であるか。		（既存法人の場合） 資金収支決算書（直近2カ年分）	
		・理事長、理事など役員からの有償貸与はこれを認めない。		（新設法人の場合） 資金収支見込書（今後2カ年分）	
7. 造成・電気・水道等引込工事の有無	・担当部局との事前調整がなされているか。（許可見込はどうか）		調整状況報告書（様式任意）		
8. 用地取得の確実性	・新設法人の場合は、法人認可後、1週間以内に贈与が完了することになっているか。		贈与（売買）確約書		
			公有地無償貸与確約書		

役員構成の適否	1. 役員の定数は所定数以上であるか	・理事=6名以上 ・監事=2名 (財務知識1名、社会福祉事業の学識経験者1名)		法人役員名簿		
	2. 理事・評議員について※親族等特殊な関係にある者が制限数を超えていないか ※ 理事の6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族、租税特別措置法施行令の既定による「特殊の関係にある者」	【理事定数】 6名～9名	【親族等の人数】 1名		法人役員履歴書 (前歴も詳細に記入したもの)	
		10名～12名	2名			
		13名～	3名			
	3. 社会福祉事業の学識経験者・地域の福祉関係者が所定数を確保しているか	・いずれかの条件を満たす者が理事に含まれているか。 ・監事のうち1名は社会福祉事業の学識経験者であるか。				
4. 監事は当該法人の施設の整備・運営と密接な関係のない者であるか						
5. 評議員は所定の人数を確保しているか	・理事定数の2倍以上であるか。					
運営の見直し	1. 施設長予定者は確保されているか	・「社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年3月20日社庶第13号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）」に規定された資格要件を満たしているか。		施設長予定者履歴書 (無資格の場合) 施設長資格講習受講確約書		
	2. 運転資金は確保されているか	・当該施設運営に係る年間事業費を試算し、その2か月分以上に相当する預金を有しているか。		年間事業費試算表（収支予算書）		
		・新設法人の場合、寄付金は法人認可後1週間以内に贈与が完了することになっているか。		贈与契約書（運転資金）		
				定期性預貯金残高証明書 (普通預金×)		

【大規模修繕】

区分	審査項目	チェックポイント	確認状況	提出書類	添付状況
目的及び運営方針	1. 事業実施目的（動機）の確認	・必ず理事長又は施設長から聴取すること。		事業計画書	
				理事会の議決	
事業の必要性・整備計画上の適否 整備基準の適合性	1. 老朽化に伴う整備の場合	・施設建設（前回大規模修繕）から10年以上経過しているか。		施設の沿革表（施設整備の履歴がわかるもの）	
		・施設の著しい老朽化が確認できるか。		現況写真（枚数は多いほどよい）	
	2. 施設の模様替の場合	・入所者の処遇向上を目的とした改修工事であるか。		※事業計画書により確認	
	3. 消防法、建築基準法の改正等に伴う新基準に適合させるための改修の場合	・根拠法令に準拠した改修であるか。		根拠法令の写し	
		・所管部局（消防署、土木事務所等）の指導に沿った改修であるか。		指導内容・対応状況報告書 (日時、内容、設計図面等計画への反映状況→避難経路、厨房など)	
4. 大規模修繕の要件	・建物(施設)面積の増加を伴うものではないか。 →面積増を伴う事業は、大規模修繕に該当しない。		平面・立面図（整備箇所、内容を明示したもの）室別面積表（部屋の模様替の場合は添付）		
5. 事業の必要性・整備計画上の適否	・大規模修繕を実施する緊急性は認められるか。		県民局意見書		

【共通】

区分	審査項目	チェックポイント	確認状況	提出書類	添付状況
資金計画	1. 概算工事費の積算	・設計業者から見積書を徴しているか。 (建設業者(工事業者)からの見積は×)		建設工事費概算見積書	
		・見積内容は、概ね下記の区分によるものか。 ①主体工事費 ②特殊附帯工事費 ③その他工事費 ④補助対象外工事費		設計監理料概算見積書	
	(大規模修繕)	・公的機関(地元市町)の見積書を徴しているか。 また、その内容は、項目、規格、数量等が設計業者の見積書と同一のものであるか。 (→同一でなければ、正しい比較ができない。)		工事費概算見積書(設計業者、公的機関)	
		・上記2つの見積書と比較して、いずれか低い方の価格を補助基本額としているか。		設計監理料概算見積書(設計業者)	
	2. 設備(備品)整備費の積算 (大規模修繕の場合、不要)	・設備品目一覧表が添付されているか。		設備品目一覧表	
				見積書(合見積書1社以上)	
	3. 造成工事費・水道分担金等の有無 (大規模修繕の場合、不要)	・有の場合、積算根拠(見積書、規則等)がしめされているか。		有の場合 造成工事費見積書	
		有・無		有の場合 水道分担金等積算根拠	
	4. 市町補助金の有無	有・無		有の場合 補助確約書	
	5. 資金計画の確実性	・寄附金について、贈与契約(贈与確約)は締結されているか。		贈与契約書(整備資金)	
		・寄附金の預金残高証明について、複数口座の場合、証明年月日は、全て同日になっているか。		定期性預貯金残高証明書(普通預貯金×)	
		・新設法人の場合、寄附金は法人認可後1週間以内に贈与が完了することになっているか。		(5,000万円以上の大口寄附予定者)借入証明書(金融機関との金銭消費貸借契約書の写し)等の負債額が確認できる書類	
		・団体(後援会、育成会など)からの寄附の場合、総会、役員会等議決機関の議決が得られているか。		(団体からの寄附の場合)寄附に係る議決機関の議事録	
		・法人自己資金を用意する場合、支出する会計(本部・施設)は適切であるか。		会則(定款)	
・借入金は、福祉医療機構の融資限度額以内であるか。			役員、会員数がわかる資料		
融資限度額=(機構基準事業費-制度的補助金-機構融資対象部分と重複する県・市単独補助金)×80%			直近2か年の決算書		
借入金償還の確実	1. 償還計画の確実性	・償還財源に係る贈与契約(贈与確約)は締結されているか。		贈与契約書(償還財源)	
		・償還計画表は添付されているか。 既存法人で既存借入金がある場合は、借入ごとの償還計画表と新規借入分と合算した全体の償還計画表を作成し、添付のこと。		償還計画表	
		・各償還者の年間償還額(最高年次)は、前年度課税所得の4分の1以内であるか。(既存借入分の償還額も含む。)		(個人からの寄附の場合)前年の所得証明書(市町長発行)	
		・償還者が61歳以上の場合、60歳以下の承継者を立てているか。 この場合承継者についても年間償還額(最高年次)は、前年度課税所得の4分の1以内でなければならない。		(団体からの寄附の場合)寄附に係る議決機関の議事録会則(定款)	
		・償還者に法人代表者(理事長、理事長予定者)が含まれているか。		会則(定款)	
		・法人代表者(理事長、理事長予定者)以外の者が償還者の場合は、70歳以下であるか。		役員、会員数がわかる資料	
		・団体(後援会、育成会など)からの寄附の場合、総会、役員会などの議決機関の議決が得られているか。		直近2か年の決算書	
		・団体(後援会、育成会など)からの寄附の場合、財務内容、過去の運営実績がらみて、無理な計画となっていないか。			
		その他(既存法人)	1. 適正な法人・施設運営の確認	・法人・施設指導監査において、改善を求められた事項について適切な措置が講じられているか。	